

# S.F.A.通信 第33号

(和歌山県漁業士連絡協議会報)

令和6年8月

発行：和歌山県漁業士連絡協議会

## S.F.A. (=Senior Fishery Adviser、漁業士)

### 漁業士

将来の中核的漁業者として期待される漁業者や、優れた漁業経営を行い指導的役割を果たしている漁業者をそれぞれ「青年漁業士」、「指導漁業士」と県が認定し、現在91名（令和6年3月）の漁業士が地域産業の担い手として活躍しています。

### 和歌山県漁業士連絡協議会

漁業士相互の交流や資質向上、連絡調整を目的に平成元年に発足した和歌山県内の漁業士で構成される組織です。

年1回の総会のほか、他県漁業士との交流会、魚食普及活動、部会単位での会合などを通じて、お互いの情報交換や親睦を図っています。

## ～漁業士認定式～

令和6年2月26日（月）和歌山県庁農林水産部会議室において、「漁業士認定式」が開催され、以下の3名の方が漁業士に認定されました。

### 青年漁業士

濱路 敬太さん（紀州日高漁協）

### 指導漁業士

船野 保さん（和歌山東漁協）

権 勝大さん（湯浅湾漁協）



(左端から順に 宮田水産局長、権さん、船野さん、濱路さん、塩谷会長、西尾事務局長)

## ～漁民の森報告～

令和6年3月27日（水）南紀森林組合からの現況報告を受けて関係者と漁民の森の確認を行いました。害獣、風害等の影響を受けて所々植樹したところが枯れていたり、ようやく育った樹が倒れていたりしていましたが、全体的に森として十分な発育がされ

ていたため、令和7年2月頃を目処に会員の皆様と下草刈りの後、完成セレモニーを予定しております。会員の皆様ご参加よろしく申し上げます。



## ～通常総会開催～

令和6年7月6日（土）和歌山漁業協同組合連合会 勝浦市場において、令和6年度通常総会を開催し、県下各地域から26名の漁業士が出席しました。

通常総会では、令和5年度事業報告、令和6年度事業計画、部会視察費の算出方法について、漁民の森活動について等、全ての原案どおりに承認可決されました。

総会終了後の研修会では「和歌山県太平洋区における主要魚種の近年の漁況と資源状況」について和歌山県水産試験場 資源海洋部 藤田朋季研究員による講義が行われました。



▲総会の様子



▲研修会の様子

## ◆◆◆ 部会情報 ◆◆◆

### ～～有田地区部会～～

令和5年11月28日（火）広川町南広小学校西広分校、12月5日（火）広川町立南広小学校本校にてそれぞれ魚食普及活動を行いました。お魚タッチでは自由にお魚に触れました。チリメンモンスター探しでは魚の種類を本で調べたり、エビやタコを搜したりして楽しく魚について学びました。



また、12月19日（火）には湯浅町立山田小学校にてイカの一晩干しづくり体験を行いました。新鮮なイカを使用し自分達で作る一夜干しは大変好評でした。



#### ◆販売活動

令和6年1月19日（金）道の駅柿の郷くどやま、2月20日（火）JA紀の里桃山支所にて鮮魚販売活動を行いました。底びき網で漁獲されたマダイ、カワハギ、コウイカ等を販売しました。開店直後・閉店間際には混み合い、大変好評をいただきました。



#### ◆視察研修



令和6年2月9日（金）～10日（土）の2日間、香川県においてハモのブランド化・加工に関する勉強、小豆島の漁業者との意見交換、直売所視察等を目的に視察研修へ行きました。

四海漁業協同組合では、漁業の状況とブランドの島鯉について説明を受けました。

その後、「小豆島島鯉」の選別機と加工施設の見学を行いました。

2日目は、農水産物直売所「ファーマーズマーケット讃さん広場 滝宮店」高松空港内にある香川県漁連直営店の JF 香川アンテナショップを視察後、マーレリッコにてブリ養殖発祥に係る展示を見学しました。

お問い合わせ先 和歌山県漁業士連絡協議会事務局  
和歌山県漁業協同組合連合会 浦崎・久保  
TEL 073-431-5101 FAX 073-422-1137  
E-mail [wk-shido@wkgyoren.jf-net.ne.jp](mailto:wk-shido@wkgyoren.jf-net.ne.jp)

# ◆◆◆ われら漁業士 ◆◆◆

～磯根資源の回復戸若手漁業者の加入を願う～

和歌山東漁業協同組合 那智支所  
指導漁業士 船野 保

今年2月に指導漁業士に認定されました船野です。那智勝浦町にある和歌山東漁協那智支所に所属しています。10代の頃から漁業を始め、現在漁師として26年目の43歳です。営んでいる漁業は、3～5月の採貝（ウニ漁）、9～12月のイセエビ刺網のほか、今後ケンケン漁も本格的に行っていきたいと考えています。

平成24年度からは那智支所の支所長を1期ではありますが務め、大変なことも多々ありましたが非常によい経験をさせていただきました。

県内の多くの地域でも同じだと思いますが、那智支所においても若い漁業者が非常に少ないです。若い人に就業してもらうには生活が成り立つ必要があり、生活が成り立つには獲るもの（魚）がないといけません。私の主漁業でいいますと、イセエビは減少傾向で、採貝ではアワビ類やサザエはほとんど獲れなくなり、3～8月までを漁期としていましたが、今はウニ漁が終わる5月末で採貝は終了しています。高水温や黒潮大蛇行という自然現象が相手なので難しいところもあると思いますが、今後、藻場が回復し、磯根資源が増えるよう、私たち漁業者も取り組んでいかなければならないと感じています。そして、若い漁業者が増え、一緒に地域を盛り上げていきたいと思っています。



## 子どもに海や魚と触れ合ってもらおう大切さ

日高地区水産業普及指導員室 山根普及指導員

日高振興局管内では漁業士による一本釣り部会の他に、旧漁協単位の委員で組織された日高地区漁村青年協議会が地域漁業の活性化に向け活動しています。漁業士が青年協議会委員になることもあれば、青年協議会委員を経て漁業士に推薦される者もあり、漁業士との関係は深いものとなっています。

昨年度、漁業士で青年協議会委員でもある漁業者が、知人から「学童保育の児童に海岸で何か体験させられないか」という相談を受けました。これを受けて、青年協議会で令和5年度に初めて海洋体験を開催しました。

釣りや磯遊びがほぼ初めてという子どもいたため、楽しんでもらえるか、ケガをしないかなどの心配もありましたが、どの子どもも大いに楽しんでくれたと感じました。また、引率や保護者の方々にも喜んでいただけました。

このように釣りや磯遊びを通して魚や海藻、貝類やヤドカリなどの観察などを経験してもらうことは、海や水産業に興味を持つきっかけになるだろうと思いました。

水産業は資源減少や魚価低迷など多くの課題があります。しかし、これまで漁業士会や県が行っている子どもを対象にした魚食普及活動や今回のようなフィールド体験は、水産業の将来につながるものと考えられます。

今後もこのような要望があれば、漁業士会や青年協議会、地域の漁業者さんなどと協力しながら、可能な限り対応し、様々な方面から地域の水産業を盛り上げていきたいと思っています。



▲挨拶と全体説明



▲釣りや生き物を観察する参加者



# 人権チェックリスト

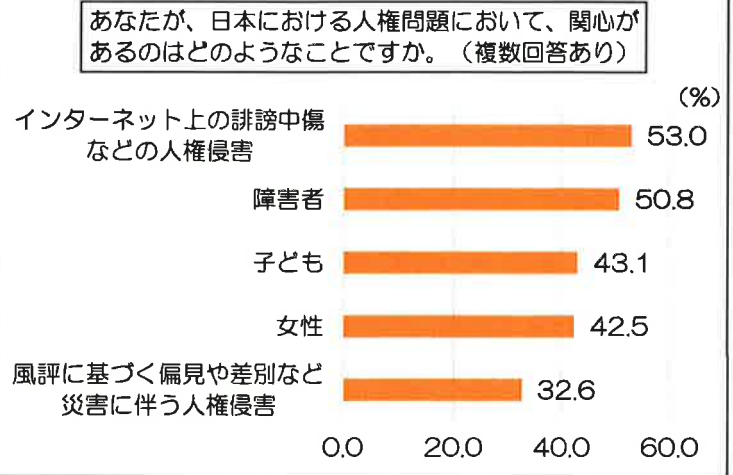


## インターネットと人権

### 関心の高まり

内閣府の調査において、「日本における人権問題において関心があるのはどのようなことか」の問いに対して、「インターネット上の誹謗中傷などの人権侵害」と回答した人が53.0%と最も高い割合となりました。(右図)

内閣府「『人権擁護に関する世論調査』の概要」  
(令和4年8月調査) (<https://survey.gov-online.go.jp/r04/r04-jinken/gairyaku.pdf>)  
より上位5位を抜粋



### インターネット上の様々な人権問題

インターネット上の人権問題が深刻化している中で、その例として以下のようなものがあげられます。

<p><b>●個人に対する誹謗中傷</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・著名人に対する誹謗中傷を書き込む。</li> <li>・虚偽の投稿によって名誉を傷つける。</li> </ul>	<p><b>●ネットいじめ</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・無料通信アプリにおいて、相手の心を傷つけるようなメッセージを送る。</li> <li>・メッセージグループから外す。</li> </ul>
<p><b>●プライバシーの侵害</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・SNSに他人の写真や動画を無断で投稿し、服装などから学校や職場、風景などから生活範囲が特定された。</li> </ul>	<p><b>●性犯罪・児童ポルノ・リベンジポルノ</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・SNSで親しくなった若者に対して性的な写真を送らせたり、直接会ってわいせつな行為をする。</li> <li>・交際していたときに撮影した性的な写真を、別れた後にネット上に公開する。</li> </ul>
<p><b>●ヘイトスピーチ</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定の民族や国籍の人を排斥する差別的な書き込みをする。</li> <li>・災害時に「被災地で外国人による犯罪が横行している」などのデマの情報を流す。</li> </ul>	<p><b>●同和問題に関すること</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定の地域を同和地区であると指摘するような投稿をする。</li> <li>・同和地区やその関係者に対して誹謗中傷を書き込む。</li> </ul>

### チェック☑

インターネット上の人権問題はとても身近な問題です。自分が被害者にも加害者にもならないよう、正しい知識とモラルを身につけましょう。

そして、画面の向こう側には相手がいることや、不特定多数の目に触れることを想像し、人権尊重の意識を持ってインターネットを利用しましょう。



内容についてのお問い合わせは県人権施策推進課まで ☎073-441-2566

出典：和歌山県人権施策推進課

